

# 亀岡市公報

発行所 亀岡市役所  
 総務部 総務課  
 TEL 0771-22-3131(代表)  
 京都府亀岡市安町野々神8番地

## 目次

### —— 条 例 ——

- 亀岡市防災会議条例及び亀岡市災害対策本部条例の一部改正 (自治防災課) 4
- 亀岡市税条例の一部改正 (税務課) 4
- 亀岡市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正 (下水道課) 5
- 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正 (人事課) 5
- 亀岡市議会基本条例の一部改正 (議会事務局) 6

### —— 規 則 ——

- 亀岡市職員に対する子ども手当の支給に関する事務取扱規則の廃止 (人事課) 7
- 亀岡市財務規則の一部改正 (契約検査課) 7
- 亀岡市子ども手当事務処理規則の廃止 (こども福祉課) 7
- 亀岡市災害対策本部条例施行規則の一部改正 (自治防災課) 8

### —— 告 示 ——

- 亀岡市指名競争入札等における業者の指名停止措置要綱の一部改正 (契約検査課) 14
- 国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 15
- 住民基本台帳の職権消除 (市民課) 15

- 国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 15
- 公示送達 (税務課) 16
- 市道路線の認定に関する告示 (土木管理課) 17
- 市道路線の区域に関する告示 (土木管理課) 18
- 市道路線の供用開始に関する告示 (土木管理課) 18
- 市道路線の廃止に関する告示 (土木管理課) 19
- 国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 20
- 公示送達 (税務課) 20
- 亀岡市議会臨時会の招集 (総務課) 20
- 放置自転車の撤去、保管 (土木管理課) 21
- 亀岡市民間社会福祉施設サービス向上補助金交付要綱 (こども福祉課) 21
- 国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 25
- 公示送達 (税務課) 26

### —— 公 告 ——

- 一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) 27
- 捕獲犬の抑留 (環境政策課) 30
- 一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) 31
- 捕獲犬の抑留 (環境政策課) 36
- 一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) 37

○捕獲犬の抑留 (環境政策課) 41  
 ○南丹都市計画生産緑地地区の変更による都市計画案の縦覧 (都市計画課) 42

—— 任免及び辞令 ——

**選挙管理委員会欄**

—— 告 示 ——

○公職選挙事務執行規程の一部改正 43

**公平委員会欄**

—— 告 示 ——

○職員団体の登録 54

公布された条例のあらまし

亀岡市防災会議条例及び亀岡市災害対策本部条例の一部を改正する条例要綱

- 1 災害対策基本法の一部改正に伴い、次のとおり亀岡市防災会議条例及び亀岡市災害対策本部条例の一部を改正することとした。
  - (1) 亀岡市防災会議の所掌事務及び委員に関し、必要な事項を定めることとした。
  - (2) その他所要の規定整備を図ることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

亀岡市税条例の一部を改正する条例要綱

- 1 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部改正に伴い、次のとおり亀岡市税条例の一部を改正することとした。
  - (1) 年金所得者が市民税の寡婦（寡夫）控除を受けようとする場合の市への申告を不要とし、市民税の申告手続の簡素化を図ることとした。
  - (2) 平成24年4月1日から平成27年3月31日までに取得された下水道除害施設に対して課する固定資産税の課税標準を4分の3に軽減する特例措置を講じることとした。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。

- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1の(1)の改正は、平成26年1月1日から施行することとした。

---

亀岡市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例要綱

- 1 亀岡市公共下水道事業計画変更認可により、さらに汚水整備を推進するに当たり、排水人口、排水面積を次のとおり改正することとした。
- (1) 排水人口を汚水76,900人（現行73,900人）に改めることとした。
  - (2) 排水面積を汚水1,439ヘクタール（現行1,358ヘクタール）に改めることとした。
- 2 その他所要の規定整備を図ることとした。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

---

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例要綱

- 1 特別職の職員のうち市長の平成24年10月に支給されるべき給料月額を、次のとおり改正することとした。

	現行支給額	改正後の支給額	減給内容
市長	985,000円	689,500円	現行支給額から10分の3を乗じて得た額を減じた額

- 2 この条例は、公布の日から施行し、平成24年10月1日から適用することとした。

# 条 例

亀岡市防災会議条例及び亀岡市災害対策本部  
条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年10月2日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第25号

亀岡市防災会議条例及び亀岡市災  
害対策本部条例の一部を改正する  
条例

(亀岡市防災会議条例の一部改正)

第1条 亀岡市防災会議条例(昭和38年亀岡  
市条例第12号)の一部を次のように改正す  
る。

第2条中「の各号」を削り、同条第2号を  
次のように改める。

(2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防  
災に関する重要事項を審議すること。

第2条第3号中「前2号」を「前3号」に  
改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の  
次に次の1号を加える。

(3) 前号に規定する重要事項に関し、市長  
に意見を述べること。

第3条第5項中「の各号」を削り、同項第  
7号を次のように改める。

(7) 自主防災組織を構成する者又は学識経  
験のある者のうちから市長が委嘱する者  
(亀岡市災害対策本部条例の一部改正)

第2条 亀岡市災害対策本部条例(昭和38年  
亀岡市条例第13号)の一部を次のように改  
正する。

第1条中「第23条第7項」を「第23条

の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市税条例の一部を改正する条例をここに  
公布する。

平成24年10月2日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第26号

亀岡市税条例の一部を改正する条  
例

亀岡市税条例(昭和30年亀岡市条例第39  
号)の一部を次のように改正する。

第35条の3第1項ただし書中「、寡婦(寡  
夫)控除額」を削る。

附則第10条の2を附則第10条の3とし、  
附則第10条の次に次の1条を加える。

(法附則第15条第2項第6号の条例で定め  
る割合)

第10条の2 法附則第15条第2項第6号に  
規定する市町村の条例で定める割合は、4分  
の3とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。  
ただし、第35条の3第1項ただし書の改正規定及び次条の規定は、平成26年1月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 改正後の亀岡市税条例(以下「新条例」という。)第35条の3第1項の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例附則第10条の2の規定は、平成24年4月1日以後に取得された地方税法及び固有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成24年法律第17号)第1条の規定による改正後の地方税法附則第15条第2項第6号に規定する除害施設に対して課すべき平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

「揭示済」

亀岡市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年10月2日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第27号

亀岡市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

亀岡市下水道事業の設置等に関する条例(昭和55年亀岡市条例第9号)の一部を次のよう

に改正する。

第2条第3項中「73,900人」を「76,900人」に改め、同条第4項中「1,358ヘクタール」を「1,439ヘクタール」に改める。

第3条中「あつて」を「あつて」に改める。

第4条中「第4項」を「第8項」に改める。

第6条第3項中「できなかつた」を「できなかつた」に改め、同条第4項中「あつた」を「あつた」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「揭示済」

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年10月2日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第28号

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(昭和39年亀岡市条例第48号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(特例期間中の給料の特例)

8 平成24年10月に支給されるべき市長の給料月額については、第3条の規定にかかわらず、同条の規定により支給されることとなる額から、その額に10分の3を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当(地域手当を除く。)の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に規定する額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成24年10月1日から適用する。

「揭示済」

---

亀岡市議会基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年10月2日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第29号

亀岡市議会基本条例の一部を改正する条例

亀岡市議会基本条例(平成22年亀岡市条例第18号)の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 議会と市長等との関係(第8条-第10条)」を「第4章 議会と市長等との関係(第8条-第10条の2)」に改める。

第10条の次に次の1条を加える。

(閉会中の文書による質問)

第10条の2 議員は、閉会中に、市の一般事務について、議長の許可を得て文書により質問することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「揭示済」

# 規則

亀岡市職員に対する子ども手当の支給に関する事務取扱規則を廃止する規則をここに公布する。

平成24年10月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第34号

亀岡市職員に対する子ども手当の支給に関する事務取扱規則を廃止する規則

亀岡市職員に対する子ども手当の支給に関する事務取扱規則（平成22年亀岡市規則第16号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年10月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第35号

亀岡市財務規則の一部を改正する規則

亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第135条第1項を次のように改める。

工事、製造その他の請負の既済部分又は物件の既納部分については、その全部の完済前又は完納前にその代価の一部を支払うことができる。

第135条第2項中「製造」を「、製造その他の請負」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市子ども手当事務処理規則を廃止する規則をここに公布する。

平成24年10月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第36号

亀岡市子ども手当事務処理規則を廃止する規則

亀岡市子ども手当事務処理規則（平成23年亀岡市規則第28号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年10月2日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第37号

亀岡市災害対策本部条例施行規則  
の一部を改正する規則

亀岡市災害対策本部条例施行規則（昭和48年亀岡市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「はかる」を「図る」に改め、同条第3号中「防ぎよ」を「防御」に改める。

第3条中「発生したとき、又はそのおそれ」を「発生し、又は災害の発生するおそれ」に改める。

第4条中「通ちょう」を「通達」に、「府」を「京都府」に、「若しくは」を「又は」に改める。

第5条第2項中「配備計画」を「災害警戒本部配備計画表」に改める。

第7条第2項中「、教育長」を「及び教育長」に改める。

第12条及び第13条中「対策本部長」を「本部長」に改める。

別表第1の1号配備の項中「京都・亀岡」を「亀岡市」に、「、災害」を「災害」に改める。

別表第2及び別表第3を次のように改める。



別表第2（第9条関係）

部	班	事務分掌
管理部	調整班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 対策本部の設置及び閉鎖に関する事。</li> <li>2 命令及び決定事項の伝達に関する事。</li> <li>3 各部各班との連絡及び総合調整に関する事。</li> <li>4 自衛隊その他関係機関に対する連絡及び要請に関する事。</li> <li>5 気象、災害、被害状況その他情報の収集及び連絡に関する事。</li> <li>6 広報及び災害記録に関する事。</li> <li>7 渉外に関する事。</li> <li>8 避難所の設置運営に関する事。</li> </ol>
	消防班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防団に関する事。</li> <li>2 水防資機材の点検、整備及び確保に関する事。</li> <li>3 京都中部広域消防組合との連絡調整に関する事。</li> </ol>
	動員班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 対策本部要員の動員に関する事。</li> <li>2 対策本部要員の給与及び健康管理に関する事。</li> <li>3 対策本部要員の給食に関する事。</li> <li>4 応援の連絡調整に関する事。</li> </ol>
	調達班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 応急資材及び応急物資の調達に関する事。</li> <li>2 庁用応急物資の調達管理に関する事。</li> <li>3 調達について関係各部各班との連絡調整に関する事。</li> <li>4 公用自動車の配車及び運行に関する事。</li> <li>5 災害関係出納に関する事。</li> </ol>
調査部	調査班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被害状況の取りまとめ並びに被害状況資料の収集及び作成に関する事。</li> <li>2 各部調査関係班との連絡調整に関する事。</li> <li>3 災証明に関する事。</li> <li>4 市有財産の被害状況調査及び応急復旧に関する事。</li> <li>5 現地被害調査（人畜、家屋）に関する事。</li> <li>6 部内各班及び関係各部各班との連絡調整に関する事。</li> </ol>
	財政班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害経費の取りまとめ及び予算編成に関する事。</li> </ol>
救助部	救助第1班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害救助法（昭和22年法律第108号）の運用に関する事。</li> <li>2 救助に必要な情報収集及び救助実施状況調査に関する事。</li> <li>3 救助物資等調達の連絡に関する事。</li> <li>4 慰問品、義援金の受入れに関する事。</li> <li>5 日本赤十字社京都府支部との連絡調整に関する事。</li> <li>6 ボランティアに関する事。</li> </ol>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>7 福祉施設関係の被害状況調査及び応急処置に関すること。</li> <li>8 災害時の要配慮者支援に関すること。</li> <li>9 部内各班及び関係各部各班との連絡調整に関すること。</li> </ul>
	救助第2班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 り災者に対する救援物資配分に関すること。</li> <li>2 り災者に対する炊き出しに関すること。</li> </ul>
	衛生班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 応急救護所の設置に関すること。</li> <li>2 患者の収容及び救護に関すること。</li> <li>3 医療関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>4 感染症予防に関すること。</li> <li>5 汚物の処理に関すること。</li> </ul>
環境部	清掃班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 廃棄物の処理及びその指導監督に関すること。</li> <li>2 関係各部各班との連絡調整に関すること。</li> </ul>
経済部	農林班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 農業関係被害状況調査に関すること。</li> <li>2 農作物及び農機具の応急処置指導並びに薬品の確保に関すること。</li> <li>3 家畜の待避及び防疫指導並びに飼料及び薬品の確保に関すること。</li> <li>4 林道森林の被害状況調査に関すること。</li> <li>5 林道の復旧指導に関すること。</li> <li>6 部内各班及び関係各部各班との連絡調整に関すること。</li> </ul>
	農地班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 農地、農業用施設等の被害状況調査及び応急復旧指導に関すること。</li> <li>2 農業施設の整備点検及び管理指導に関すること。</li> </ul>
	商工班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 商工関係被害状況の調査に関すること。</li> <li>2 商工業者に対する応急措置に関すること。</li> <li>3 り災者の応急復旧資材の確保及び生活必需物資の供給対策に関すること。</li> </ul>
土木部	都市計画班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 宅地造成地等の被害状況調査及び応急復旧に関すること。</li> <li>2 部内各班及び関係各部各班との連絡調整に関すること。</li> </ul>
	都市整備班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 公園等の被害状況調査及び応急復旧に関すること。</li> </ul>
	桂川・道路整備班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 国・府等が管理する道路、橋梁、河川等の被害状況調査に関すること。</li> <li>2 急傾斜地の被害状況調査に関すること。</li> </ul>
	土木管理班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 道路、橋梁、河川等の点検整備に関すること。</li> <li>2 道路、橋梁、河川等の被害状況調査及び道路、橋梁の通行可否の調査に関すること。</li> <li>3 道路、橋梁、河川等の応急復旧に関すること。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>4 建設関係業者との連絡に関する事。</li> <li>5 部内各班及び関係各部各班との連絡調整に関する事。</li> </ul>
	建築住宅班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 市有建造物（建設中のものを含む。）の被害状況調査及び応急対策に関する事。</li> <li>2 市営住宅の被害状況調査及び応急復旧に関する事。</li> <li>3 災害住宅の応急修理対策及び指導に関する事。</li> </ul>
上下水道部	水道班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 飲料水の供給に関する事。</li> <li>2 飲料水の消毒に関する事。</li> <li>3 水道施設の被害状況調査に関する事。</li> <li>4 水道施設の整備点検に関する事。</li> <li>5 水道施設の応急復旧に関する事。</li> <li>6 部内の各班及び関係各部各班との連絡調整に関する事。</li> </ul>
	下水道班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 下水道施設の被害状況調査に関する事。</li> <li>2 下水道施設の整備点検に関する事。</li> <li>3 下水道施設の応急復旧に関する事。</li> </ul>
病院部	総務班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 医療班の編成及び出動状況の把握に関する事。</li> <li>2 医療機関に対する協力に関する事。</li> <li>3 医療班の移動及び輸送車の確保に関する事。</li> <li>4 医療用資材の確保に関する事。</li> <li>5 部内各班及び関係各部各班との連絡調整に関する事。</li> </ul>
	医療班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 医療及び救護に関する事。</li> <li>2 救護所の設置及び管理運営に関する事。</li> </ul>
教育部	教育総務班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 学校施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事。</li> <li>2 教育部が行う応急救助に必要な調査、報告及び資料の収集に関する事。</li> <li>3 教育関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>4 児童及び生徒の救護に関する事。</li> <li>5 学用品、教科書の調達及び配分に関する事。</li> <li>6 学校給食及び炊き出しの実施に関する事。</li> <li>7 部内各班及び関係各部各班との連絡調整に関する事。</li> </ul>
	社会教育班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 社会教育施設及び文化財の被害状況調査及び応急復旧に関する事。</li> <li>2 社会教育団体との協力及び活動の連絡調整に関する事。</li> </ul>
議会部	議会班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 議員に対する連絡及び応援に関する事。</li> <li>2 災害地の慰問に関する事。</li> <li>3 関係各部各班との連絡調整に関する事。</li> </ul>

別表第3（第13条関係）

関係機関名	連絡又は要請する事項
京都府南丹広域振興局	災害救助法の発動要請、自衛隊の派遣要請、避難指示の報告及び被害状況等の報告
京都府南丹土木事務所	道路、橋梁、河川等の応急復旧及び道路等通行可否の状況の調査
京都府亀岡警察署	被害状況等の連絡、避難等の措置、人命の救助、交通の規制、犯罪の予防その他警察活動
京都府南丹保健所	防疫及び保健衛生指導並びに災害救助法の発動要請
京都府南丹家畜保健衛生所	家畜の防疫及び衛生指導
京都府農林水産技術センター	農作物の防疫指導
京都府南丹農業改良普及センター	農作物等の被害調査及び技術指導
近畿農政局企画調整室	食糧の確保及びあっせん
近畿農政局統計部生産流通消費統計課	農作物等の被害調査等応援
日本赤十字社京都府支部	日赤救護班の派遣、義援金の募集及び配分並びに奉仕活動
日本放送協会京都放送局	災害情報、職員動員、救助状況及び一般住民に対する周知
株式会社京都放送	
西日本旅客鉄道株式会社鉄道本部亀岡駅	救助物資及び応急復旧資材等の鉄道輸送
西日本電信電話株式会社京都支店設備部	電信電話施設の復旧及び緊急電話
関西電力株式会社京都営業所	電気施設の復旧
大阪ガス株式会社導管事業部	都市ガス施設の復旧
社団法人京都府エルピーガス協会（昭和54年1月4日に社団法人京都府エルピーガス協会という名称で設立された法人をいう。）亀岡支部	LPガスの供給
日本郵便株式会社亀岡支店	関係日本郵便株式会社の営業所又は郵便局（日本郵便株式会社法（平成17年法律第100号）第2条第4項に規定する郵便局をいう。）の被害及び滞貨状況等の連絡通報

亀岡市医師会	傷病者の収容及び治療防疫措置
医療法人亀岡病院	患者の収容
医療法人睦会ムツミ病院	
医療法人清仁会亀岡シミズ病院	
公立南丹病院	救護班の派遣及び患者の収容
保津川遊船企業組合	り災者の避難、救助並びに物資及び応急復旧資材等の陸上輸送
京阪京都交通株式会社	り災者の避難、救助並びに物資及び応急復旧資材等の陸上輸送
日本通運株式会社亀岡営業所	
京都農業協同組合	有線放送による一般市民への周知、農業生産資材等の確保及びあっせん並びに農産物、畜産等の防疫応援
亀岡商工会議所	災害時における日常必需品等の確保及びあっせん
その他の機関	必要の都度必要な事項

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

# 告示

亀岡市告示第203号

亀岡市指名競争入札等における業者の指名停止措置要綱（平成6年亀岡市告示第94号）の一部を次のように改正する。

平成24年10月1日

亀岡市長 栗山正隆

第1条中「発展と」を「発展及び」に改める。

第3条第2項中「認められるもの」を「認められる者」に改める。

別表第2第1号及び第3号中「24箇月」を「36箇月」に改め、同表第4号中

「

(8) 本市が発注する工事等に係る予定価格及び発注計画等において、非公表とされている情報を不正に入手しようとしたとき。	3箇月
---	-----

」

を

「

(8) 本市が発注する工事等に係る予定価格及び発注計画等において、非公表とされている情報を不正に入手しようとしたとき。	18箇月
---	------

」

に改め、同表第8号中「申立を」を「申立てを」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第204号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成24年10月2日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀2203-75006

- 1 保 険 者  
     亀岡市（26-007-5）  
     京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日  
     平成24年4月1日
- 3 無効になる日  
     平成24年10月2日

「揭示済」

亀岡市告示第205号

住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、次の者を住民基本台帳から職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成24年10月3日

亀岡市長 栗山正隆

記

- 1 住 所 省略
- 2 氏 名 省略
- 3 消除理由 実態調査に基づく職権消除

「揭示済」

亀岡市告示第206号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成24年10月4日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀0804-22022

- 1 保 険 者  
     亀岡市（26-007-5）  
     京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日  
     平成24年4月1日
- 3 無効になる日  
     平成24年10月4日

「揭示済」

亀岡市告示第207号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申し出があれば交付する。

ここに地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成24年10月5日

亀岡市長 栗山正隆

1 送達する書類

平成24年度固定資産税・都市計画税納税通知書

2 送達を受けるべき者の住所、氏名又は名称

	住 所 (居 所)	氏名又は名称
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略
6	省略	省略
7	省略	省略
8	省略	省略
9	省略	省略
10	省略	省略
11	省略	省略
12	省略	省略
13	省略	省略
14	省略	省略
15	省略	省略
16	省略	省略
17	省略	省略
18	省略	省略
19	省略	省略
20	省略	省略
21	省略	省略



22	省略	省略
23	省略	省略
24	省略	省略
25	省略	省略
26	省略	省略
27	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第208号

市道路線の認定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定する。その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において一般の縦覧に供する。

平成24年10月10日

亀岡市長 栗山正隆

認定告示をする路線

路線番号	路線名	起	点
		終	点
18291	下垣内4号線	亀岡市篠町森下垣内1番5先	
		亀岡市篠町森下垣内1番17先	
18292	川西3号線	亀岡市篠町柏原町頭3番2先	
		亀岡市篠町柏原松ノ浦4番13先	
03029	太歳線	亀岡市西別院町犬甘野太歳18番1先	
		亀岡市西別院町犬甘野円浄法23番先	
03030	太歳支線	亀岡市西別院町犬甘野円浄法7番先	
		亀岡市西別院町犬甘野善作谷61番先	

「揭示済」

亀岡市告示第209号

市道路線の区域に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において、平成24年10月11日から平成24年10月24日まで一般の縦覧に供する。

平成24年10月10日

亀岡市長 栗山正隆

区域告示をする路線

路線番号	路線名	起 点	延長	最小幅員
		終 点		最大幅員
18291	下垣内4号線	亀岡市篠町森下垣内1番5先	174.90m	6.00m
		亀岡市篠町森下垣内1番17先		6.00m
18292	川西3号線	亀岡市篠町柏原町頭3番2先	63.42m	6.00m
		亀岡市篠町柏原松ノ浦4番13先		6.70m
03029	太歳線	亀岡市西別院町大甘野太歳18番1先	365.46m	5.30m
		亀岡市西別院町大甘野円浄法23番先		17.15m
03030	太歳支線	亀岡市西別院町大甘野円浄法7番先	78.71m	2.20m
		亀岡市西別院町大甘野善作谷61番先		5.00m

「揭示済」

亀岡市告示第210号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の路線を平成24年10月10日から供用開始する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において、平成24年10月11日から平成24年10月24日まで一般の縦覧に供する。

平成24年10月10日

亀岡市長 栗山正隆

供用開始告示をする路線

路線番号	路線名	起 点	延長	最小幅員
		終 点		最大幅員
18291	下垣内4号線	亀岡市篠町森下垣内1番5先	174.90m	6.00m
		亀岡市篠町森下垣内1番17先		6.00m
18292	川西3号線	亀岡市篠町柏原町頭3番2先	63.42m	6.00m
		亀岡市篠町柏原松ノ浦4番13先		6.70m
03029	太歳線	亀岡市西別院町犬甘野太歳18番1先	334.46m	2.40m
		亀岡市西別院町犬甘野円浄法23番先		6.60m
03030	太歳支線	亀岡市西別院町犬甘野円浄法7番先	78.71m	2.20m
		亀岡市西別院町犬甘野善作谷61番先		5.00m

「揭示済」

亀岡市告示第211号

市道路線の廃止に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止する。

その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において一般の縦覧に供する。

平成24年10月10日

亀岡市長 栗山正隆

廃止告示をする路線

路線番号	路線名	起 点
		終 点
03005	大歳線	亀岡市西別院町犬甘野善作谷61番地先
		亀岡市西別院町犬甘野太歳20番地の8先

「揭示済」

亀岡市告示第212号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成24年10月10日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀0131-51025

1 保 険 者

亀岡市（26-007-5）  
京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日

平成24年4月1日

3 無効になる日

平成24年10月10日

「揭示済」

亀岡市告示第213号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申し出があれば交付する。

ここに地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成24年10月19日

亀岡市長 栗山正隆

1 送達する書類

平成24年度固定資産税・都市計画税  
納税通知書

2 送達を受けるべき者の住所、氏名又は名称  
省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法  
第20条の2第3項の規定により、告示の日  
から起算して7日を経過した時点で書類の送  
達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第214号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第  
101条及び第102条の規定により、平成  
24年10月29日下記の事件につき、亀岡市  
議会臨時会を亀岡市議場に招集する。

平成24年10月22日

亀岡市長 栗山正隆

記

付議事件

- 1 亀岡市立亀岡中学校校舎棟耐震補強並び  
に大規模改修工事（建築）請負契約の変更  
について

「揭示済」

亀岡市告示第215号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例（平成5年亀岡市条例第14号）第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

平成24年10月25日

亀岡市長 栗山正隆

1 撤去した理由

亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9条に違反して、自転車放置禁止区域内に放置されていたため。

2 撤去した区域

J R 亀岡駅前自転車放置禁止区域  
J R 馬堀駅前自転車放置禁止区域

3 撤去した日時

平成24年10月25日（木）  
午後1時00分～午後3時30分

4 撤去し、保管した台数 21台

5 保管場所 J R 馬堀駅前自転車等駐車場

6 保管期間 告示の日から3箇月間

7 返還期間

月曜日～土曜日 午前10時～午後7時

8 返還を受けるための手続き

- ① 撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができます。
- ② 返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住所・氏名を明らかにできるものが必要です。
- ③ 撤去・保管に要した費用として1台2,000円を負担していただきます。

9 引取りのない場合の措置

保管期間を経過しても引取りのない自転車は、関係法令の規定により処分します。

※ 連絡先 まちづくり推進部 土木管理課  
電話0771 (25) 5043

「揭示済」

亀岡市告示第216号

亀岡市民間社会福祉施設サービス向上補助金交付要綱を次のように定める。

平成24年10月25日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市民間社会福祉施設サービス  
向上補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 市長は、利用者の処遇の向上及び福祉サービスの質の向上に積極的に取り組む市内の民間保育所を経営する社会福祉法人（以下「社会福祉法人」という。）に対し、亀岡市補助金等交付規則（昭和41年亀岡市規則第5号）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

（補助対象者）

第2条 補助金の交付対象となる者は、民間社会福祉施設サービス向上補助金交付要綱（平成20年京都府告示第382号。以下「府要綱」という。）第4条に規定する補助金の交付を受けることができる社会福祉法人等のうち、社会福祉法人とする。

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、府要綱第3条第1号に規定する運営・人材確保基盤強化

支援事業とする。ただし、国、地方公共団体又は民間団体の補助金の交付を受けて行う事業にあっては、補助対象事業としないことができる。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、府要綱別表第2に定めるとおりとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額とし、当該年度の4月1日における入所定員に1人当たり17,000円を乗じて得た額を限度とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする社会福祉法人(以下「申請者」という。)は、亀岡市民間社会福祉施設サービス向上補助金交付申請書(別記第1号様式。以下「申請書」という。)を市長が別に定める期日までに必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は、申請書を受理したときは、その内容等について審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、申請者に交付決定の通知を行うものとする。

(補助対象事業の内容の変更)

第8条 前条の規定による交付決定を受けた社会福祉法人が、補助対象事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ亀岡市民間社会福祉施設サービス向上補助金事業変更承認申請書(別記第2号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(補助対象事業の中止又は廃止)

第9条 第7条の規定による交付決定を受けた社会福祉法人が、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ亀岡市民間社会福祉施設サービス向上補助金事業中止(廃止)申請書(別記第3号様式)を市

長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 第7条の規定による交付決定を受けた社会福祉法人は、亀岡市民間社会福祉施設サービス向上補助金補助事業実績報告書(別記第4号様式)を補助金の交付決定に係る年度の翌年度の4月10日までに提出しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、告示の日から実施し、平成24年度分の補助金から適用する。

別記第1号様式（第6条関係）

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

住 所  
法人名  
施設名  
代表者氏名

㊤

年度亀岡市民間社会福祉施設サービス向上補助金交付申請書

下記のとおり事業を実施したいので、亀岡市民間社会福祉施設サービス向上補助金交付要綱第6条の規定に基づき、補助金の交付を申請します。

記

1 交付申請額

対象事業	補助対象経費	交付申請額
運営・人材確保基盤強化支援事業	円	円

2 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 補助事業に係る予算書（見込書）の抄本
- (3) 人材確保・苦情解決等の取組に係る関係書類
- (4) その他参考になる書類

第2号様式（第8条関係）

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

住 所  
法人名  
施設名  
代表者氏名

㊤

年度亀岡市民間社会福祉施設サービス向上補助金事業変更承認申請書

年 月 日付け亀岡市指令第 号で交付決定のあった亀岡市民間社会福祉施設サービス向上補助金に係る補助事業の内容を下記のとおり変更したいので、承認を申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内訳

対象事業	変更前補助対象経費	変更前交付決定額	変更後補助対象経費	変更後交付申請額
運営・人材確保基盤強化支援事業	円	円	円	円

3 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 補助事業に係る予算書（見込書）の抄本
- (3) その他参考になる書類

第4号様式（第10条関係）

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

住 所  
法人名  
施設名  
代表者氏名

㊟

年度亀岡市民間社会福祉施設サービス向上補助金補助事業実績報告書

年 月 日付け亀岡市指令第 号で交付決定のあった亀岡市民間社会福祉施設サービス向上補助金に係る実績を下記の通り報告します。

記

1 実績報告額

対象事業	補助対象経費	補助金額
運営・人材確保基盤強化支援事業	円	円

2 添付書類

- (1) 事業実績書
- (2) 補助事業に係る決算書（見込書）の抄本
- (3) その他参考になる書類

第3号様式（第9条関係）

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

住 所  
法人名  
施設名  
代表者氏名

㊟

年度亀岡市民間社会福祉施設サービス向上補助金事業中止（廃止）申請書

年 月 日付け亀岡市指令第 号で交付決定のあった亀岡市民間社会福祉施設サービス向上補助金に係る補助事業を下記のとおり中止（廃止）したいので、申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止（廃止）する事業の内訳

対象事業	補助金交付決定の額	中止（廃止）の時期
運営・人材確保基盤強化支援事業	円	

3 添付資料

中止（廃止）に係る関係書類

「揭示済」



亀岡市告示第217号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成24年10月26日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀1901-23025

1 保 険 者

亀岡市（26-007-5）

京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日

平成24年4月1日

3 無効になる日

平成24年10月26日

「揭示済」

## 亀岡市告示第218号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申し出があれば交付する。

ここに地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成24年10月30日

亀岡市長 栗山正隆

## 1 送達する書類等

	送達する書類	送達を受けるべき者の住所・氏名	
		住 所	氏 名
1	督促状 平成24年度第2期分 市府民税	省略	省略
2	督促状 平成24年度第2期分 市府民税	省略	省略
3	督促状 平成24年度第1期・第2期分 市府民税	省略	省略
4	督促状 平成24年度第1期・第2期分 市府民税	省略	省略
5	督促状 平成23年度第1期・第2期分 平成24年度第1期・第2期・第3期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
6	督促状 平成24年度第1期・第2期・ 第3期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
7	督促状 平成24年度 軽自動車税	省略	省略
8	督促状 平成24年度 軽自動車税	省略	省略
9	督促状 平成24年度 軽自動車税	省略	省略
10	督促状 平成24年度 軽自動車税（7304475・7309001・ 7309396・7353425）	省略	省略
11	督促状 平成24年度 軽自動車税	省略	省略
12	督促状 平成24年度 軽自動車税	省略	省略
13	督促状 平成24年度 軽自動車税	省略	省略
14	督促状 平成24年度 軽自動車税	省略	省略
15	督促状 平成24年度 軽自動車税	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

# 公 告

亀岡市公告第39号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成24年10月4日

亀岡市長 栗山正隆

## 1 工事の概要等

### (1) 工事番号及び工事名

管第24-2号 亀岡市公共下水道事業佐伯枝線その10布設工事

### (2) 工事場所 亀岡市稗田野町佐伯地内外

### (3) 工事種別 土木工事

### (4) 工事概要

工事延長 L=521.05m

(昼間)

管布設工

VUΦ200 管路延長 478.50m

管渠延長 470.40m

人孔設置工

1号組立人孔 7箇所

レジン人孔 7箇所

汚水樹設置工 塩ビ汚水樹 15箇所

取付管工 15箇所

付帯工 1式

立杭工 ライナープレートΦ2000 1式

推進工 VPΦ200 42.55m

### (5) 予定価格 56,910,000円

(入札書比較金額 54,200,000円)

### (6) 工 期 契約日の翌日から平成25年3月29日

### (7) 部分払 無

### (8) 前金払 有 (当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要)

### (9) 中間前金払

請負金額500万円以上かつ工期150日以上(変更工期を含む)で前金払をしている工事については、中間前金払(請負金額の20%以内)が請求できる。ただし、中間前金払の支払には、工期及び出来高が50%以上であることの認定が必要になる(保証事業会社の保証が必要)。

### (10) 最低制限価格 採用

## 2 入札参加資格要件

### (1) 平成24年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木工事」の「A等級」で認定された者であり、希望順位1位の亀岡市内に本社(本店)を置く者とする。

なお、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。

### (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。

### (3) 手持ち工事(土木工事)が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。

(※手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成24年4月1日以降の土木工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、共同企業体によるものは手持ち工事に含まない。また、承認を受けてから開札日までの間に、他の土木工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。)

### (4) 競争入札に参加しようとする者(個人、法人の代表者又は個人若しくは法人の代表者の委任を受けた者(以下「代表者等」という。))が、当該競争入札に参加しよう

とする他の代表者等と同一人であるときは、そのうち1者のみが当該競争入札に参加できるものとする。

- (5) 次のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの1者のみが当該競争入札に参加できるものとする。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

- ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

- エ 前各号と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (6) 競争入札において、(4)、(5)に該当することが判明したときは、当該代表者等及び同一人である者のした入札は、それぞれ無効とする。

- (7) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。

- (8) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

- (9) 競争入札により落札者を決定した場合において、契約を締結するまでの間に、落札者となった代表者等が、当該競争入札において参加要件を満たさないことが判明したときは、契約を締結しないものとする。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）

- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は、全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

なお、配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が3,000万円（建築一式は4,500万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

## 4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成24年10月4日(木) 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成24年10月4日(木) 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	平成24年10月10日(水) 午前9時から午後5時まで 平成24年10月11日(木) 午前9時から午後5時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	平成24年10月12日(金) 午後5時までに電子入札システムにより通知。	
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成24年10月9日(火) 正午まで 設計図書に関する質問 平成24年10月15日(月) 正午まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成24年10月16日(火)	共通事項5のとおり
入札期間	平成24年10月19日(金) 午前9時から午後5時まで 平成24年10月22日(月) 午前9時から午後4時まで	共通事項6のとおり
開札日時	平成24年10月23日(火) 午前10時00分	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

## 5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、事前公表された予定価格を超える金額又は最低制限価格未満の金額で入札した者は失格とする。

7 その他

(1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。

(2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。

(3) 入札2日目の締切間際に電子入札の入札書送信をしようとして、パソコントラブル等により送信が間に合わず入札書不着になることもあるので、入札書は「原則として入札書受付期間の1日目に提出する」とし、「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うよう提出すること。

(4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市企画管理部 契約検査課  
(電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第40号

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第7項の規定により、捕獲犬の抑留について通知を受けたので、同条第8項の規定により公告する。

平成24年10月4日

亀岡市長 栗山正隆

記

- 1 捕獲日時 平成24年9月27日  
午後4時頃
- 2 捕獲場所 亀岡市千歳町国分地内
- 3 種類 雑種
- 4 毛色 茶
- 5 性別 雄
- 6 体格 中
- 7 犬の鑑札 なし
- 8 注射済票 なし
- 9 その他 革製青色首輪

(注意) 公告期間満了の日の翌日（平成24年10月7日）までに引取りのないときは処分されます。

(連絡先) 京都府南丹保健所環境衛生室

電話番号0771-62-4754

「揭示済」

亀岡市公告第41号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成24年10月15日

亀岡市長 栗山正隆

1 工事の概要等

(1) 工事番号及び工事名

道改第5号 市道北古世西川線道路新設改良工事（第2工区 その7）

(2) 工事場所

亀岡市北古世町2丁目 地内

(3) 工事種別 土木一式工事

(4) 工事概要

工事延長 L=120.0m  
W= 11.0m

橋梁下部工

逆T式橋台 N= 2.0基

場所打杭 N=23.0本

土工 = 1.0式

排水工

自由勾配側溝 L=56.0m

擁壁工

重力式擁壁工 L=39.1m

橋梁上部工

プレテンション桁購入工（外桁）  
N= 2.0本

プレテンション桁購入工（中桁）  
N=13.0本

架設工（クレーン架設） = 1.0式

横組工 = 1.0式

橋梁付属物工 = 1.0式

(5) 予定価格 122,632,650円

（入札書比較金額 116,793,000円）

(6) 工期 契約日の翌日から平成25年3月31日まで

(7) 部分払 無

(8) 前金払 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社等の保証が必要）

(9) 中間前金払

請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前金払をしている工事については、中間前金払（請負金額の20%以内）が請求できる。ただし、中間前金払の支払には、工期及び出来高が50%以上であることの認定が必要になる。

(10) 最低制限価格 採用

2 入札参加資格等

特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、次に掲げる要件等を満たすものであること。

(1) 共同企業体の要件

ア 平成24年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A1等級」に認定された者2者による共同企業体とする。ただし、1者が複数の共同企業体の代表者又は構成員となることはできない。

イ 共同企業体は、自主結成とする。

ウ 構成員の出資比率は、すべての構成員が、30パーセント以上の出資比率であるものとする。

エ 共同企業体入札参加申請書（以下「入札参加申請書」という。）等の提出期限日から開札日までの期間において、亀岡市の指名停止を受けていないこと。

(2) 競争入札に参加しようとする者（個人、法人の代表者又は個人若しくは法人の代表

者の委任を受けた者（以下「代表者等」という。）が、当該競争入札に参加しようとする他の代表者等と同一人であるときは、そのうち1者のみが当該競争入札に参加できるものとする。

- (3) 次のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの1者のみが当該競争入札に参加できるものとする。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

エ 前各号と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(4) 競争入札において、(2)、(3)に該当することが判明したときは、当該代表者等及び同一人である者のした入札は、それぞれ無効とする。

(5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。

(6) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

(7) 競争入札により落札者を決定した場合において、契約を締結するまでの間に、落札者となった代表者等が、当該競争入札において参加要件を満たさないことが判明したときは、契約を締結しないものとする。

(8) 共同企業体の代表者の要件

ア 平成24年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A1等級」に認定され、亀岡市内に本社（本店）を置く者であること。

イ 監理技術者として、「土木一式工事」に係る監理技術者資格を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。

ウ 出資比率が構成員中最大の者であること。（50%を超えていること）

エ その他「一般競争入札共通公告事項1」に該当する者

(9) 共同企業体の代表者以外の構成員の要件

ア 平成24年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A1等級」に認定され、亀岡市内に本社（本店）を置く者であること。

イ 主任技術者として、「土木一式工事」に係る主任技術者資格（国家資格に限る）を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を工事現場に専任



で配置できる者であること。

ウ その他「一般競争入札共通公告事項  
1」に該当する者

(10) 共同企業体の協定方式

協定書は、「特定建設工事共同企業体協定書（甲型）」による。共同企業体の名称は、「〇〇・△△特定建設工事共同企業体」とする。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）

(2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は、全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

なお、配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が3,000万円（建築一式は4,500万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等との重複の配置は認めない。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

(3) 特定建設工事共同企業体協定書（甲型）

※ 電子入札システムによる申請時の注意点として、競争参加資格確認申請書の画面において、JV参加にチェック及び企業体名称を入力し、共同企業体の代表者

のみが代表して申請すること。

※ ファイル形式はPDF、Word又はExcel形式（2010以前のバージョン形式に限る。）とする。押印は必要としない。

なお、協定書の正本については落札者のみ契約時に提出するものとする。

## 4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成24年10月15日(月) 午後1時から	入札情報公開システムからダウンロードして入手する。 (共通事項2のとおり)
設計図書等の概要の閲覧期間	平成24年10月15日(月) 午後1時から	入札情報公開システムからダウンロードして入手する。 (共通事項2のとおり)
入札参加資格確認申請書等の受付	平成24年10月19日(金) 午前9時から午後5時まで 平成24年10月22日(月) 午前9時から午後5時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	平成24年10月24日(水) 午後5時までに電子入札システムにより通知する。	
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成24年10月18日(木) 正午まで 設計図書に関する質問 平成24年10月26日(金) 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答、閲覧	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成24年10月30日(火)	共通事項5のとおり
入札期間	平成24年11月5日(月) 午前9時から午後5時まで 平成24年11月6日(火) 午前9時から午後4時まで	共通事項6のとおり
開札日時	平成24年11月7日(水) 午前10時	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。(ただし、予期せぬ機器障害等の場合はこの限りではない。)

入札システム停止時間帯は受付できない。

※利用できる時間：平日の午前9時00分から午後5時30分まで

## 5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

## 6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、事前公表された予定価格を超える金額又は最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

## 7 その他

- (1) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年亀岡市条例第1号）に該当する契約は、議会の議決を得るまでは仮契約とし、議会の議決を得た時にこれを本契約とみなす。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 電子入札については、締切り間際に入札書を送信しようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースなども懸念されるので、入札書は原則として、入札書受付期間の1日目に提出することとし2日目は1日目にトラブル等が発生した場合の予備日として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市企画管理部 契約検査課  
(電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第42号

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第7項の規定により、捕獲犬の抑留について通知を受けたので、同条第8項の規定により公告する。

平成24年10月16日

亀岡市長 栗山正隆

記

番号	捕獲日時及び捕獲場所	特徴	犬の鑑札	注射済票	備考
1	日時：10月10日午後6時頃 場所：亀岡市稗田野町佐伯	種類：雑種 体格：中 毛色：黒、白 性別：雌 その他：首輪なし	有 無	有 無	京都府南丹保健所にて保管
2	日時：10月11日午前10時頃 場所：亀岡市稗田野町佐伯	種類：雑種 体格：中 毛色：白 性別：雄 その他：首輪なし	有 無	有 無	京都府南丹保健所にて保管

(注意) 公告期間満了の日の翌日（平成24年10月19日）までに引取りのないときは処分されます。

(連絡先) 京都府南丹保健所環境衛生室  
電話番号0771-62-4754

「揭示済」

亀岡市公告第43号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成24年10月17日

亀岡市長 栗山正隆

1 工事の概要等

(1) 工事番号及び工事名

管第24-4号 亀岡市公共下水道事業曾我部汚水5号幹線その11布設工事

(2) 工事場所 亀岡市稗田野町柿花地内外

(3) 工事種別 土木一式工事

(4) 工事概要

工事延長 L=489.90m

管布設工

VUΦ200	管路延長	466.00m
	管渠延長	455.20m
VUΦ150	管路延長	23.90m
	管渠延長	22.40m

人孔設置工

1号組立マンホール	12箇所
レジンマンホール	3箇所
塩ビ製マンホール	1箇所
汚水樹設置工 塩ビ汚水樹	13箇所
取付管工	13箇所
付帯工	1式

(5) 予定価格 30,756,600円

(入札書比較金額 29,292,000円)

(6) 工期 契約日の翌日から平成25年3月29日

(7) 部分払 無

(8) 前金払 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社

の保証が必要)

(9) 中間前金払

請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む）で前金払をしている工事については、中間前金払（請負金額の20%以内）が請求できる。ただし、中間前金払の支払には、工期及び出来高が50%以上であることの認定が必要になる（保証事業会社の保証が必要）。

(10) 最低制限価格 採用

2 入札参加資格要件

(1) 平成24年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A等級」で認定された者であり、希望順位1位の亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。

なお、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。

(2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。

(3) 手持ち工事（土木一式工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。

（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成24年4月1日以降の土木一式工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、共同企業体によるものは手持ち工事に含まない。また、承認を受けてから開札日までの間に、他の土木一式工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）

(4) 競争入札に参加しようとする者（個人、法人の代表者又は個人若しくは法人の代表者の委任を受けた者（以下「代表者等」という。））が、当該競争入札に参加しよう

とする他の代表者等と同一人であるときは、そのうち1者のみが当該競争入札に参加できるものとする。

- (5) 次のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの1者のみが当該競争入札に参加できるものとする。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

- ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

- エ 前各号と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (6) 競争入札において、(4)、(5)に該当することが判明したときは、当該代表者等及び同一人である者のした入札は、それぞれ無効とする。

- (7) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。

- (8) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

- (9) 競争入札により落札者を決定した場合において、契約を締結するまでの間に、落札者となった代表者等が、当該競争入札において参加要件を満たさないことが判明したときは、契約を締結しないものとする。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）

- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は、全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

なお、配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が3,000万円（建築一式は4,500万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

## 4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成24年10月17日(水) 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成24年10月17日(水) 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	平成24年10月22日(月) 午前9時から午後5時まで 平成24年10月23日(火) 午前9時から午後5時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	平成24年10月24日(水) 午後5時までに電子入札システムにより通知。	
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成24年10月19日(金) 正午まで 設計図書に関する質問 平成24年10月26日(金) 正午まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成24年10月29日(月)	共通事項5のとおり
入札期間	平成24年10月31日(水) 午前9時から午後5時まで 平成24年11月1日(木) 午前9時から午後4時まで	共通事項6のとおり
開札日時	平成24年11月2日(金) 午前10時00分	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

## 5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

## 6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、事前公表された予定価格を超える金額又は最低制限価格未満の金額で入札した者は失格とする。

## 7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 入札2日目の締切間際に電子入札の入札書送信をしようとして、パソコントラブル等により送信が間に合わず入札書不着になることもあるので、入札書は「原則として入札書受付期間の1日目に提出する」とし、「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うよう提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市企画管理部 契約検査課

(電話 0771-25-5041)

「揭示済」



## 亀岡市公告第44号

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第7項の規定により、捕獲犬の抑留について通知を受けたので、同条第8項の規定により公告する。

平成24年10月22日

亀岡市長 栗山正隆

## 記

番号	捕獲日時及び捕獲場所	特徴	犬の鑑札	注射済票	備考
1	日時：10月17日午前10時 場所：亀岡市吉川町吉田地内	種類：雑 体格：小 毛色：茶 性別：雄 その他：子犬・首輪なし	有 無	有 無	京都府南丹保健所にて保管
2	日時：10月17日午前10時 場所：亀岡市吉川町吉田地内	種類：雑 体格：小 毛色：茶 性別：雄 その他：子犬・首輪なし	有 無	有 無	京都府南丹保健所にて保管
3	日時：10月17日午前10時 場所：亀岡市吉川町吉田地内	種類：雑 体格：小 毛色：茶 性別：雌 その他：子犬・首輪なし	有 無	有 無	京都府南丹保健所にて保管
4	日時：10月17日午後2時 場所：亀岡市吉川町吉田地内	種類：雑 体格：小 毛色：茶 性別：雌 その他：子犬・首輪なし	有 無	有 無	京都府南丹保健所にて保管
5	日時：10月18日午前10時 場所：亀岡市吉川町吉田地内	種類：洋雑 体格：中 毛色：茶 性別：雌 その他：首輪なし	有 無	有 無	京都府南丹保健所にて保管
6	日時：10月18日午前10時 場所：亀岡市吉川町吉田地内	種類：雑 体格：小 毛色：茶 性別：雌 その他：子犬・首輪なし	有 無	有 無	京都府南丹保健所にて保管

（注意）公告期間満了の日の翌日（平成24年10月25日）までに引取りのないときは処分されます。

（連絡先）京都府南丹保健所環境衛生室

電話番号0771-62-4754

「揭示済」

亀岡市公告第45号

南丹都市計画生産緑地地区を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

平成24年10月25日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 都市計画の種類  
生産緑地地区
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
篠町篠牧田の一部
- 3 縦覧場所  
亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市まちづくり推進部都市計画課
- 4 縦覧期間  
平成24年10月25日から  
平成24年11月8日まで（2週間）

「揭示済」

任免及び辞令

(各 通)

和田 良一  
 福知 義秀  
 中井 文夫  
 澤田 昌和  
 松岡 豊誠  
 松岡 一郎  
 小森 誠治  
 桂 重喜  
 保日部 清一

曾我部山林管理委員会委員に任命します

濱田 禎  
 大井 正夫  
 上條 正和  
 繁田 正子  
 川嶋 淳一  
 大棚 吉一  
 林 雅彦  
 中澤 輝仁  
 松田 宏二  
 中尾 朋由  
 柴原 修一  
 柏原 善之  
 長谷川 一彦  
 谷口 和雄  
 奥野 正三  
 浅田 晴彦  
 矢田 勲  
 木藤 伸一朗  
 寺本 厚子

亀岡市国民保護協議会委員に任命します

任期は平成26年9月30日までとします

(各 通)

富田 正和  
 丸毛 信樹  
 角 欣也

(各 通)

塚 崎 晃  
河 本 隆 志  
秦 裕 之  
奥 田 泰 弘  
阪 本 和 宏  
長谷川 一 彦  
辻 茂 博

亀岡市国民保護協議会幹事に委嘱します  
任期は平成26年9月30日までとします  
平成24年10月1日

明 石 淳  
亀岡市休日急病診療所薬剤師の委嘱を解きます  
平成24年10月15日

(各 通)

井 上 耕 作  
桂 明 宏  
久 保 和 平  
田 中 義 雄  
長 澤 佐 代 子  
広 瀬 隆  
福 井 英 昭  
藤 村 早 苗  
眞 継 弘 子  
山 脇 英 富

亀岡市総合農政計画審議会委員に委嘱します  
任期は平成26年10月16日までとします  
平成24年10月17日

## 選挙管理委員会欄

### 告 示

亀岡市選挙管理委員会告示第31号

公職選挙事務執行規程（昭和45年亀岡市選挙管理委員会告示第30号）の一部を次のように改正する。

平成24年10月1日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 野崎千恵子

目次中「第5章 候補者（第37条）を  
第6章 当選人（第38条）」

「第5章 削除」に改める。

第6章 削除

第3条第2項中「急施」を「緊急」に、「よ  
りがたい」を「より難い」に改める。

第4条中「その」を「、その」に改める。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

第9条中「令第53条第1項」を「令第53  
条」に、「令第59条の4第3項」を「令第  
59条の4」に改める。

第12条中「確めたうえ汚損」を「確かめた  
上、汚損」に改める。

第13条の見出し中「かぎ」を「鍵」に改め、  
同条中「かぎ」を「鍵」に、「ふた」を「蓋」  
に改める。

第14条中「かぎ」を「鍵」に改め、「別記  
第3号様式による」を削る。

第16条第2項中「すべて」を「、全て」に  
改める。

第17条第1項中「別記第4号様式により」

を削る。

第23条中「別記第5号様式に準じ」を削る。

第24条中「かぎ」を「鍵」に、「のち」を「後」に改める。

第25条中「すべて」を「全て」に改める。

第26条中「かぎ」を「鍵」に、「のち」を「後」に改める。

第27条を次のように改める。

#### 第27条 削除

第33条中「届け」を「届出」に改める。

第35条中「合わせて」を「併せて」に、「第14条、第15条、第16条、第17条、第18条、第24条、第25条、第26条、第27条、第28条、第29条」を「第14条から第18条まで、第24条から第26条まで、第28条及び第29条の規定」に改める。

第5章及び第6章を次のように改める。

#### 第5章及び第6章 削除

#### 第37条及び第38条 削除

第42条中「これ等」を「これら」に改める。

第44条中「表示板は、その」を「表示板の」に、「直ちに」を「、直ちに」に改める。

第45条第3項中「しなくては」を「しなければ」に改める。

第53条第1項中「郵便事業株式会社」を「日本郵便株式会社」に、「買受ける」を「買い受ける」に、「若しくは」を「又は」に改める。

第54条第1項中「、公営施設」を「公営施設」に改める。

第57条中「又は」を「及び」に改め、「別記第22号様式」の次に「及び別記第22号様式の2」を加える。

第57条の2中「並びに」を「その他施設の」に、「別記第22号様式の2」を「別記第22号様式の3」に改める。

第58条中「施設の付加申請書」を「設備の付加申請書」に改める。

第62条第1項中「管理者」を「、管理者」に改める。

第63条中「別記第25号様式による」を削る。

第66条第1項中「別記第28号様式」を「、別記第28号様式」に改める。

第74条第2項中「証紙交付票の裏面」を「証紙交付票」に改める。

第78条第2項中「はらなければ」を「貼らなければ」に改める。

第81条中「執務時間中」を「、執務時間中」に改める。

第82条第2項中「てい重に」を「丁重に」に改め、同条第3項中「その」を「、その」に改める。

第84条第1項第1号中「別記第40号様式による」を削り、同項第2号中「別記第41号様式による」を削る。

第85条中「新たに」を「、新たに」に改め、同条ただし書中「係るもの」を「係る物」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

#### 別記第1号様式 削除

別記第2号様式中「外ぶた」を「外蓋」に改める。

別記第3号様式から別記第8号様式までを次のように改める。

#### 第3号様式から第8号様式まで 削除

別記第9号様式を次のように改める。

第9号様式（第39条関係）（選挙事務所設置及び異動届）  
（選挙事務所設置届）

## 選挙事務所設置届

1 選挙事務所所在地

(電話番号)

2 設置年月日

年 月 日

3 候補者氏名

上記のとおり選挙事務所を設置しましたから、公職選挙法第130条第2項の規定により届け出ます。

年 月 日

(宛先) 亀岡市選挙管理委員会委員長

何選挙候補者（推薦届出者）

⑩

- 備考 1 この届けは、2通作成し提出すること。  
2 推薦届出者が選挙事務所を設置したときは、その設置について候補者の承諾を得たことを証明する書面を添付しなければならない。  
3 推薦届出者が数人あるときは、併せてその代表者であることを証明する書面を添付しなければならない。

## (選挙事務所異動届)

## 選挙事務所異動届

1 選挙事務所所在地

旧

(電話番号)

新

(電話番号)

2 異動年月日

年 月 日

3 候補者氏名

上記のとおり選挙事務所を異動しましたから、公職選挙法第130条第2項の規定により届け出ます。

年 月 日

(宛先) 亀岡市選挙管理委員会委員長

何選挙候補者（推薦届出者）

⑩

- 備考 1 この届けは、2通作成し提出すること。  
2 推薦届出者が選挙事務所を異動したときは、その異動について候補者の承諾を得たことを証明する書面を添付しなければならない。  
3 推薦届出者が数人あるときは、併せてその代表者であることを証明する書面を添付しなければならない。

別記第11号様式を次のように改める。

第11号様式（第39条関係）（推薦届出者代表者証明書）

代 表 者 証 明 書		
推薦届出者 生年月日                      年    月    日		
上記の者は、            年    月    日執行の何選挙の候補者の推薦届出者の代表者であることを証明する。		
年    月    日		
推薦届出者氏名		
		印 印 印
備考 推薦届出者氏名は、全員の氏名を記載すること。		

別記第12号様式中「亀岡市何町何番地」を削る。

別記第14号様式中「亀岡市選挙管理委員会委員長 様」を「（宛先）亀岡市選挙管理委員会委員長」に、「市の委員会」を「市の選挙管理委員会」に改める。

別記第14号様式の6中「亀岡市選挙管理委員会委員長 様」を「（宛先）亀岡市選挙管理委員会委員長」に改め、「亀岡市    町    番地    方」を削る。

別記第14号様式の7中「亀岡市選挙管理委員会委員長 様」を「（宛先）亀岡市選挙管理委員会委員長」に改め、「亀岡市    町    番地    方」を削り、「すべて」を「全て」に改める。

別記第17号様式中「第146条」を「第164条の2」に改める。

別記第18号様式中「公告」を「広告」に、「あつて」を「あつて」に、「何選挙長」を「何選挙選挙長」に改める。

別記第19号様式及び別記第19号様式の2中「なつている」を「なっている」に改める。

別記第20号様式を次のように改める。

第20号様式（第55条関係）（個人演説会等開催不能の通知書）

個人演説会等開催不能通知書

候補者 住 所

氏 名

申請のあった次の個人演説会等施設は、公職選挙法施行令第113条（公職選挙法第165条の2）の規定により開催不能につき、同令第114条の規定により通知します。

年 月 日

何選挙候補者

様

亀岡市選挙管理委員会委員長

印

記

施設 の 名 称	
使 用 日 時	年 月 日 午前(後) 時 分から 午前(後) 時 分まで
使用申請日時	月 日 午前(後) 時 分
開催不能の事由	

別記第22号様式を次のように改める。

第22号様式（第57条関係）（委員会宛て個人演説会等開催可否通知書）

個人演説会等開催可能（不能）通知

年 月 日付け、 号をもって通知を受けた  
選挙候補者 の個人演説会等は、申出のとおり  
開催することができます（ のため支障があるので使用さ  
せることができません）から、この旨通知いたします。

年 月 日

（宛先）

亀岡市選挙管理委員会  
委員長

施設管理者  
職氏名

㊟

使用日時	月 日	午前・午後	時	分から
		午前・午後	時	分まで
使用施設名				

別記第22号様式の2中「場合には、納付すべき費用額は、 円をそれぞれ」を「場合に  
おいて、暖房機（ストーブ等）を利用する場合には、暖房機（ストーブ等）の使用料として  
円を」に、「その拡声機」を「、その拡声機」に改め、同様式を別記第22号様式の3とし、別  
記第22号様式の次に次の1様式を加える。



第22号様式の2（第57条関係）（候補者等宛て個人演説会等開催可否通知書）

個人演説会等開催可能（不能）通知

年 月 日付け、亀岡市選挙管理委員会に対し申出のあった下記の施設を使用する個人演説会等は、申出のとおり開催することができます（  
（  
のため支障があるので使用させることができません）  
から、この旨通知いたします。

年 月 日

何選挙  
候補者等

様

施設管理者  
職氏名

印

使用日時	月 日	午前・午後	時	分から
		午前・午後	時	分まで
使用施設名				

別記第24号様式中「亀岡市選挙管理委員会委員長 様」を「（宛先）亀岡市選挙管理委員会委員長」に、「何月何日午前（後）何時何分」を「 月 日午前（後） 時 分」に改める。

別記第25号様式を次のように改める。

第25号様式 削除

別記第26号様式中「亀岡市選挙管理委員会委員長 様」を「（宛先）亀岡市選挙管理委員会委員長」に改める。

別記第27号様式を次のように改める。

第27号様式（第65条関係）（個人演説会施設の公営費用請求書）

請 求 書

金 円

ただし、 年 月 日執行の 選挙における  
公営個人演説会施設使用料として、下記内訳のとおり上記の金額を請求します。

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

請求者（施設管理者）

住所

氏名又は名称

㊟

1 内訳

使用した 年 月 日	使 用 者 (候 補 者)	施設の名称	交付を受けよう とする費用額	備 考
			円	

2 振込先

金融機関名	支店名	種別	口座番号	口座名義
		普通 当座		

委 任 状  
私（請求者（施設管理者））は、 を代理人と定め、公営個人演説会施設使用  
料の受領を委任します。

年 月 日

(宛先) 亀岡市会計管理者

請求者（施設管理者）

氏名又は名称

㊟

別記第29号様式中「自動車」の次に「船舶」を加える。

別記第31号様式の2中「亀岡市選挙管理委員会委員長様」を「(宛先) 亀岡市選挙管理委員会委員長」に改める。

別記第35号様式中「公職選挙法」を「、公職選挙法」に、「亀岡市選挙管理委員会委員長様」を「(宛先) 亀岡市選挙管理委員会委員長」に改める。

別記第37号様式中「届け出ます」を「上記のとおり届け出ます」に、「亀岡市選挙管理委員会委員長様」を「(宛先) 亀岡市選挙管理委員会委員長」に改める。

別記第38号様式から別記第41号様式までを次のように改める。

第38号様式(第80条関係)(出納責任者選任及び異動届)

その1(出納責任者選任届)

### 出納責任者選任届

1 出納責任者 住 所  
 ふりがな  
 氏 名  
 生年月日 年 月 日  
 職 業  
 電話番号

2 選任年月日 年 月 日

3 候補者氏名

上記のとおり出納責任者を選任しましたから、公職選挙法第180条第3項の規定により届け出ます。

年 月 日

(宛先) 亀岡市選挙管理委員会委員長

何選挙候補者(推薦届出者)

㊞

- 備考
- 1 この届けは、2通作成し提出すること。
  - 2 推薦届出者が出納責任者を選任した場合の届けには、その選任について候補者の承諾を得たことを証明する書面を添付しなければならない。
  - 3 推薦届出者が数人あるときは、併せてその代表者であることを証明する書面を添付しなければならない。

その2 (出納責任者異動届)

出納責任者異動届

1 出納責任者

区 分	新	旧
住 所		
ふりがな 氏 名		
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日
職 業		
電 話 番 号		

2 異動年月日

解任又は辞任の別	同左の年月日	後任者選任年月日
解 任 (辞 任)	年 月 日	年 月 日

3 候補者氏名

上記のとおり出納責任者を異動がありましたので、公職選挙法第182条第1項の規定により届け出ます。

年 月 日

(宛先) 亀岡市選挙管理委員会委員長

何選挙候補者 (推薦届出者)

㊟

- 備考
- 1 この届けは、2通作成し提出すること。
  - 2 推薦届出者がこの届けをする場合には、その解任及び選任について候補者の承諾を得たことを証明する書面を添付しなければならない。
  - 3 推薦届出者が数人あるときは、併せてその代表者であることを証明する書面を添付しなければならない。

第39号様式（第80条関係）（出納責任者職務代行開始及び終了届）

その1（出納責任者職務代行開始届）

出納責任者職務代行開始届

1 出納責任者職務代行者

住 所

ふりがな

氏 名

生年月日

年 月 日

職 業

電話番号

2 代行開始年月日

年 月 日

3 出納責任者

4 候補者氏名

5 職務代行をするに至った理由

上記のとおり出納責任者の職務代行を開始しましたので、公職選挙法第183条第3項の規定により届け出ます。

年 月 日

（宛先）亀岡市選挙管理委員会委員長

何選挙候補者（推薦届出者）

㊟

備考 この届けは、2通作成し提出すること。

その2（出納責任者職務代行終了届）

出納責任者職務代行終了届

1 出納責任者職務代行者

2 職務代行終了年月日

年 月 日

3 候補者氏名

4 職務代行を終了するに至った理由

上記のとおり出納責任者の職務代行を終了しましたので、公職選挙法第183条第3項の規定により届け出ます。

年 月 日

（宛先）亀岡市選挙管理委員会委員長

何選挙候補者（推薦届出者）

㊟

備考 この届けは、2通作成し提出すること。

第40号様式及び第41号様式 削除

附 則

この規程は、告示の日から実施する。

「揭示済」

## 公平委員会欄

### 告 示

亀岡市公平委員会告示第6号

下記の団体は、地方公務員法第53条の規定に適合することを認め、これを登録したので、職員団体の登録に関する規則第10条の規定により次のとおり告示する。

平成24年10月17日

亀岡市公平委員会

委員長 松本貞男

1 登録団体

亀岡市職員組合

代表者 執行委員長 岸田 浩

(主たる事務所所在地)

亀岡市安町野々神8番地 亀岡市役所内

2 登録年月日 平成24年10月17日

3 登録番号 平成24年公平第7号

「揭示済」